時:11月17日(日)13:00~15:00

・ジェンダー平等推進啓発ポスターコ

講師:渡貫淳子氏(調理師、第57次南極

定:150人 凭着順

☎073-435-5245 FAX073-435-5247

※手話通訳·要約筆記有

※一時保育は11月6日までに要予約

#### じんけん こうえんかい

時:①11月28日(木)14:00~16:00

講師: 紺野大輝氏(『会社を変える障害者雇用』 著者)

演題:「違いを認めチームで成果を上げる!~障害のあ

申・問:11月15日までに人権施策推進課

※手話通訳・要約筆記は要予約

### 人権のつどい

時:12月7日(土)13:00~16:00

場:きびドーム(有田川町)

(第2部)全国中学生人権作文コンテス ト和歌山県大会表彰式と作文朗読

講師:清水展人氏〈(一社)日本LGBT協

演題:「女らしく、男らしく、よりも『自分らしく生きる』」

定:300人 洗着順 ※当日の空き状況によっては入場可

申:11月22日までに有田振興局総務県民課

☎0737-64-1257 FAX0737-64-1256

問:人権施策推進課

※一時保育は11月22日までに要予約

### 同和運動推進月間特別講演会

時:11月12日(火)14:00~16:00

場:県勤労福祉会館プラザホープ(和歌

講師:大湾昇氏(「絆創膏の会」代表)

演題: 「出会いと表現〜あることをない

ことにしない~1 定:250人 先着順

申・問:県人権啓発センター

☎073-435-5420 FAX073-435-5421

※手話通訳·要約筆記有

#### ふれあい人権フェスタ2024

紀南地方にて リニューアル関係

時:11月16日(土)10:00~16:00

場:紀南文化会館(田辺市)

・講演会(絵本ライブ)、パネルディスカッション(テーマ: 幸せに生きるために)

・映画上映「あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。」

・地元中学生による演奏・合唱

・人権の詩(こころのうた)、県人権啓発ポスターコンテ スト表彰式

・各種団体によるブース出展、模擬店など

問:県人権啓発センター

☎073-435-5420 FAX073-435-5421

※手話通訳·要約筆記有

### 外国人のための無料法律相談(予約制)

民事・家事・行政事件に係る無料法律相談(刑事事件は対

時:11月21日(木)13:00~16:00

場:県国際交流センター(和歌山市)

※英語、中国語、フィリピノ語、ベトナム語での対応可

対:日本に居住する収入・資産が一定基準以下の外国人

問:県国際交流センター

☎073-435-5240 FAX073-435-5243

#### むりょう べんごしそうだん 無料弁護士相談(予約制)

時:12月8日(日)13:30~16:30

場:県民文化会館(和歌山市)

問:人権政策課 ☎073-441-2563 FAX073-433-4540

※各振興局からのオンライン相談可(海草除く)

#### りぃぶるフェスタ2024

場:ビッグ愛(和歌山市)

ンクール表彰・入賞作品展示

・講演会

地域観測隊調理隊員)

演題:「南極ではたらく~かあちゃん調理隊員になる~」

申・問:ジェンダー平等推進センター"りぃぶる"

## 「企業における人権」講演会

②11月29日(金)14:00~16:00

場:①御坊市民文化会館②ホテルアバロー ム紀の国(和歌山市)

定: 150人280人 凭着順

る人をはじめ、誰もが強みを生かせる職場に~」

☎073-441-2566 FAX073-433-4540

(第1部)吉備福祉太鼓による演奏

(第3部)人権講演会

会代表理事〉

☎073-441-2566 FAX073-433-4540

※手話通訳·要約筆記有

通話料無料 **≈189 100** 0120-189-783

平日10:00~20:00

親子のための相談LINE

週間」です。

犯罪被害者等の

人権につ

て考えてみてください

等を支えていくことが大切です。

11月25日から12月

1日は「犯罪被害者

その一歩を広げ、社会全体で犯罪被害者 理解することが支援の第一歩となります

になって

います。

人ひとり

が

人権

を

尊

重

0)

に悩んだら、工虐待かも?

・記の相談機関に

育

相談

して

を正

人権政策課

33-4540

2 5 6

ており、インターネ誹謗中傷のメッセー

・ネッ

上での

人権侵害が深刻な社会問題

できます。

ついて各市町村に相談す

ることも

を書き込んだり、特定個人のアカウントに対して一

・ジ等を発信

の手段として、インターネッ

私たちの生活を便利なものにして

匿名性を悪用して、

特定個人の悪口

が発生し

、ます。

せるここって叮si。……、 、時は、少しの時間こどもから離れて自分をリラックスさい。 こうしょ にんんたり こともに手をあげてしまいそうな

子育てに悩んだり、こどもに手を及ぼしてしまうこともあります。

せることも大切です。また、こどもを一時的に預かる「子

育て短期支援事業」をはじめとする子育て支援サ

ービスに

んでいかなけ

ればなりません。

犯罪被害者等が置かれている状況等を

生活を「二次的被害」と向き合いながら営

傷つけられるだけでなく

その後の日々の

れます。

犯罪被害者等は、

犯罪によって

このような困難は「二次的被害」と

シ

3

は情報の収集や発信、コミュニケー

ネッ

しかし、その一方で、

インタ

ネッ

ト上の誹謗中傷は許されません

係なく、

こどもに強い恐怖心を与えてしまう

は虐待に当たる場合があります。

しつけと称して、

叩いたり、

大声で怒鳴っ

親の思い

17

や意図とは たりすること

不快感

周囲の人々の無責任なうわさ話やマ

スコミの取材や報道によるスト

ス・

など、

悪影響

あり、

過去の

問題では、

とを認識い

部落差別解消

への協力をお

願

ます

進するとともに、

インタ

ネ

ツ

の差別書き込みをプ

つ

7

17

る 口

イダ(サイト管理者)などに対して削除要請を行

条例」に基づき、相談体制の充実や教育・

このことから、

「部落差別

啓 消

「発をより一Iの推進に関

す

層推

ない、

組を行ってきた結果、

書き込みを行ったりするなどの部落差別が発生していま、同和関係者を誹謗中傷する発言やインターネット上へ 、同和関係者を誹謗中傷する発言やインターネット上へしかし、依然として、行政機関へ同和地区を問い合わせた

性的虐待…児童への性的行為、

性的行為を見せる、

ポル

さまざまな困難に直面します

事件に遭ったことによる精神的ショック

族を失い、傷害を負わされ、財産を奪わ

れるといった直接的な被害だけでなく、

方は、犯罪等により、

生命を奪

われ、

家の

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族

ノグラフィの被写体にする

など

県では、

県民の皆さんや市町村等とともにさまざまな取

部落差別は解消へと向かっています

身体的虐待…

· 殴る、

蹴る、

投げ落とす、

激しく揺さぶ

溺れさせる

など

児童虐待は以下の4種類に分類されます

11月1日~

30日は「同和運動推進月間」

です

防止推進キャ

ンペ

ン」実施期間です

を支えよう

^部落差別のない

社会の実現に向け

て

月は「オ

ボ

ン・児童虐待

社会全体で犯罪被害者等にないがいしゃとう

ところです

県民の皆さんには、

部落差別は決 なく現実の

の課題として残る

つて

るこ

暴力をふるう(面前DV)

など

児童の目の前で家族に対し

そ

間的負担

る、

きょうだ

捜査や裁判の過程における精神的

医療費の負担や失職・転職等による経

済的困窮

い行

な

為で

間で差別的な扱いをする、児童の心理的虐待…言葉により脅かす、

院に連れて行かない、自動車の中に放置する

ネグレクト…乳幼児を家に残して外出する、

食事を与え

や身体の不調

ひどく不潔なままにする、重い病気になっても病

# 問 県民生活課

FAX 073-433-1771 073-444 2350